

付議 第 3 号

高知県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則議案

高知県立中学校の通学区域に関する規則（平成 13 年 7 月 31 日教育委員会規則第 10 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。



-----  
**教育委員会規則**  
-----

高知県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

平成29年7月 日

高知県教育長職務代理者  
教育委員 平田 健一

**高知県教育委員会規則第10号**

**高知県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則**

高知県立中学校の通学区域に関する規則（平成13年高知県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「当該中学校長」を「高知県教育委員会」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎高知県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

高知県立中学校の通学区域に関する規則の一部  
を改正する規則議案説明

1 一部改正の目的と内容

高知県立中学校の通学区域に関する規則に定める区域外から高知県立中学校への入学を希望する者に対し、志願承認を行う者を、中学校における入試事務を円滑にするため、当該県立中学校長から高知県教育委員会に改める。

2 施行期日

(1) 平成 29 年 7 月 日とする。

新 旧 対 照 表 旧

高知県立中学校の通学区域に関する規則(抜粋)

本則

(通学区域外からの入学)

第2条 高知県教育長(次条において「教育長」という。)が定める特別の事情により、別表の左欄に掲げる中学校にそれぞれ同表の右欄に掲げる通学区域外から入学を希望する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を受けなければならない。

高知県立中学校の通学区域に関する規則(抜粋)

本則

(通学区域外からの入学)

第2条 高知県教育長(次条において「教育長」という。)が定める特別の事情により、別表の左欄に掲げる中学校にそれぞれ同表の右欄に掲げる通学区域外から入学を希望する者は、あらかじめ当該中学校長の承認を受けなければならない。

